

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(令和元年度の将来原価接続料等の再算定)について

(諮問第3120号)

<目次>

1	報告書	1
2	答申書(案)	17
3	申請概要	18
4	審査結果	35

参考(大部のため省略)

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)
- 参照条文

令和元年8月22日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 川 濱 昇 殿

接 続 委 員 会  
主 査 相 田 仁

## 報 告 書

令和元年6月28日付け諮問第3120号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
 継続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 ー 令和元年度の将来原価接続料等の再算定 ー

〔 意見募集期間：令和元年7月2日～同月24日（案件番号：145209356）  
 再意見募集期間：令和元年7月27日～同年8月9日（案件番号：145209368） 〕

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 5件(法人:4件、個人:1件)

再意見提出者 11件(法人:5件、個人:6件)

(敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	ソフトバンク株式会社	東日本電信電話株式会社
3	KDDI株式会社	西日本電信電話株式会社
4	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会	ソフトバンク株式会社
5	楽天モバイル株式会社	株式会社オプテージ
6	ー	KDDI株式会社
7	ー	個人
8	ー	個人
9	ー	個人
10	ー	個人
11	ー	個人

(1) 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 光ファイバの耐用年数の見直しについて賛同。当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき。</li> <li>● 光ファイバの耐用年数の見直しについて賛同。今後の定期的な見直し契機については整理が必要であり、総務省において検証することを希望。</li> </ul>	<p>再意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019年度適用接続料について、光ファイバの耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施。「材質・構造・用途・使用上の環境」「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ、総合的に検討した上で見直しを実施。光ファイバの耐用年数の推計結果については、研究会や総務省に提供していく。</li> <li>● 左記意見に賛同。接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、複数年度の算定期間が終了する都度（当面の間は最長でも3年以内）に検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は速やかに料金を見直すべき。</li> <li>● 今後の定期的な見直し契機について整理が必要であり、総務省において検証することを希望。</li> </ul>	<p>考え方 1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 光ファイバの耐用年数の見直しに関して、新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間（架空20年、地下28年）を反映した接続料に改訂されるため賛同いたします。 なお、今後の見直しについて、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）が実施した試算（※別表参照）では、①新たなデータが蓄積される度に耐用年数が延長されていることや、②ケーブルの材質において最も劣化が早いと考えられる外皮（シース）について光フ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回、光ファイバの耐用年数について、財務会計の適正性を確保すべく、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」という観点及び光ファイバの撤去率をもとにした耐用年数の推計結果も踏まえ総合的に検討した結果、2019年度より見直すこととし、将来原価方式で算定している2019年度適用接続料について、耐用年数見直しに伴う影響額を反映のうえ再申請を実施しました。 ソフトバンク株式会社殿の「接続料がより一層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 光ファイバの耐用年数が延長され令和元年度から適用されることは、加入光ファイバ接続料等の一層の適正化が実現するものであることから、これを評価します。</li> <li>○ 経済的耐用年数については、設備の利用実態を適正に反映したも</li> </ul>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ファイバと同じ素材を使うメタルケーブルでは、耐用年数は架空28年、地下36年が適用されていることなどを考慮すると、依然として実態と乖離している可能性があります。また、前回の耐用年数見直しから10年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式1芯あたりの月額使用料において当初の2019年度認可接続料と比べて、NTT東日本で-202円(-8.2%)、NTT西日本で-223円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されることを確認する必要があります。また、前回の耐用年数見直しにおいて当初の2019年度認可接続料と比べて、NTT東日本で-202円(-8.2%)、NTT西日本で-223円(-8.6%)もの見直しとなり、大きな影響がありました。こうしたことに鑑みると、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、検証結果と適用される耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべきと考えます。(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」という。)の第一次報告書(平成27年9月)の考え方、「加入光ファイバについて、その減価償却を厳正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされ、その後も継続的に見直しの検討が進められた結果、今般、左記のとおり、見直しを実施され、令和元(2019)年度接続料に反映されたことについて賛同いたします。</p> <p>しかしながら、前回の見直し(平成20(2008)年度)から10年以上経過してからの見直しとなったため、今回の見直しにより光ファイバ接続料が大き</p>	<p>公正妥当なものであることを確保する為にも、当面の間は最長でも3年以内に都度検証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合には速やかに料金を見直すべき」とのご意見や、KDDI株式会社殿の「今後の定期的な見直し契機については整理が必要」とのご意見について、当社としては、今後上記の要素を総合的に検討した上で見直しを実施する考えです。また、耐用年数の見直しは当社が財務会計の適正化の観点から行うものであることを前提に、これまでも同様に、固定資産データを用いた光ファイバの耐用年数の推計結果について研究会や総務省に提供していく考えです。(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI株式会社殿(以下、「KDDI殿」といいます。)の意見に賛同いたします。</p> <p>前回令和元年7月2日公示の意見募集にて弊社からも意見いたしました通り、今般新たに蓄積されたデータに基づき再算定することで利用実態に近づく償却期間(架空20年、地下28年)を反映した接続料に改定されました。</p> <p>一方でKDDI殿の意見にもある通り、今回の見直しによる光ファイバ接続料の変動とその影響は大きく、左記の第一次報告書の考え方に鑑みれば、今回見直しが行われるまでの期間(2008年度から10年以上)では「耐用年数が実態を適正に反映したものであるかどうか疑念が生じかねないため、接続料がより一層公正妥当なものであることを確保するためにも、複数年度の算定期間が終了する都度(当面の間は最長でも3年以内)に検</p>	<p>のであることが重要であり、適時適切に見直していく必要があると考えます。</p> <p>○ 総務省においては、NTT東日本・西日本の光ファイバの耐用年数の見直しに関する状況について、関連のデータ等の提供も受けて検証等を行うことが適当と考えます。</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>く変動することとなりました。これは、第一次報告書の考え方を踏まえ、見直しが行われるまでの期間について、「耐用年数が実態を適正に反映したもの」であったのかどうか疑念が生じかねないため、今後の定期的な見直し契機については整理が必要だと考えます。</p> <p>例えば、加入光ファイバについては、複数年度を算定期間としているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となつているか、総務省において検証いただくことを希望いたします。(KDDI株式会社)</p>	<p>証を行い、検証結果と適用されている耐用年数に乖離が生じた場合は速やかに料金を見直すべきと考えます。(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、前回の耐用年数見直しから10年以上経過した結果、今回の改定はシングルスター方式1芯あたりの月額使用料において当初の2019年度認可接続料と比べて、NTT東日本殿で-202円(-8.2%)、NTT西日本殿で-223円(-8.6%)も見直しとなり、大きな影響がありました。</p> <p>光ファイバの耐用年数の見直しについては、接続料の算定に関する研究会(以下、「研究会」という。) 第一次報告書(平成27年9月)の考え方で、「加入光ファイバについて、その減価償却を適正に捉える上で、経済的耐用年数が採られている現況においては、その耐用年数が実態を適正に反映したものであることが重要であり、そのために、事業会計についても、接続会計についても、適時適切にこれを見直していく必要がある。」とされており、今後の定期的な見直し契機について整理が必要だと考えます。</p> <p>今後も実態を適正に反映した耐用年数とするため、例えば、加入光ファイバについては、通常複数年度を算定期間として接続料を算定しているため、その複数年度の接続料申請時に、光ファイバの耐用年数が最新のデータ、検証結果を反映した結果となつているか、総務省において検証いただくことを希望致します。(KDDI株式会社)</p>		
意見 2	—	考え方 2	



意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>● 加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを希望。</p> <p>○ ネットワークのIP化、サービスの多様化・高度化が進展する中で、加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤になります。光ファイバの利用にあたっては、ファイバ区間以外も含め、中小および新規参入の接続事業者にとっては大きな設備投資や運用を伴うものであることから、光ファイバの利活用をより推進するために、今後も加入光ファイバの利用料が低廉化され、さらに料金以外の提供条件等についても接続事業者が利用しやすい制度となっていくことを望みます。また、光コラボレーション(卸サービス)はFTTHサービス市場において主要な利用形態となっていることから、加入光ファイバ等の接続と同様に、より公平で、透明性の高い仕組みとしていただき、中小事業者や新規参入者による音声系サービスの展開が容易となるように議論されることを希望いたします。</p> <p>(一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会)</p>	<p>-</p>	<p>○ 意見にあるように加入光ファイバは今後の電話サービスの基盤ともなり得るものであり、その利用に係る公正競争環境を確保するため、総務省においては、引き続き、関連の検討及び取組を実施することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>-</p>	<p>再意見3</p> <p>▲ 光ファイバの耐用年数が見直され、接続料が低減されることに賛成。耐用年数の実力値の上昇によって得られる効用については、今後さらなる国内外の光通信網の発展に活用することで、関係事業者に適切に還元されるような仕組みがあると、未来に向かって努力する企業が増えると思う。日本の情報通信産業の努力が、裾の企業を含めた発展に結びつくような我が国のためになるような仕組みが将来できることを期待。</p> <p>○ Society 5.0に向けて光ファイバの耐用年数</p>	<p>考え方3</p>	<p>無</p>
<p>-</p>	<p>○ Society 5.0に向けて光ファイバの耐用年数</p>	<p>○ 耐用年数について</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>が見直しされ、接続料の低減検討を頂き、一国民として感謝します。賛成の立場で、すこし異なる論点となるかもしれませんが、将来のための、アイデアを述べさせていただきます。活用できる部分があれば幸いです。</p> <p>光ファイバーが長寿命であることが明示されたことは、ひとえに通信事業者、工事業者、光部品ベンダーなどの我が国の情報通信産業の努力のままものであると言え、世界に先駆けて FTTH を普及させた先駆性に一国民として感謝の念を示します。</p> <p>今回接続料が改定され、8%程度低減されたかと思えます。仮に導入時からこのような長寿命であることがわかっていれば、接続料は異なるものであったかと思えます。</p> <p>ただ、これを適及的な値段に変えたとしても、FTTHを利用する、各国民に還元することは困難であり、また、事業者間で金銭の受け渡しをしたとしても、そのお金はどこかに流れ、情報通信産業の発展に寄与しないと思われれます。</p> <p>このように耐用年数の実力値の上昇によって得られる効用を遡及し、今後さらなる国内外の光通信網の発展に活用することで、過去努力を行った、通信事業者、工事業者、光部品ベンダーが享受できるように思われれます。</p> <p>過剰品質と言われる日本型産業ではありませんが、これら産業の努力に対して、適切に還元されるような仕組み（たとえば、遡及して集めた財源を新規の光網導入促進補助として活用）があると、未来に向かって努力する企業が増えるかと思われれます。</p>	<p>は、事業会計・接続会計の適正性確保の観点から、実態を適正に反映し、減価償却を厳正に捉えることが重要であるため、適時適切に見直していく必要があるものと考えます。</p> <p>○ 加入光ファイバ等の接続料の適正化が実現された結果、新規事業者の参入等が促進され、ひいては電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に資するものと考えます。</p>	修正の有無



意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>また投資が促進されることで、GDP増加にも寄与すると考えます。</p> <p>直近の接続料は、この通信事業者にとって重要ではありませんが、日本の情報通信産業の努力が、裾の企業含めた発展に結びつくような我が国のためになるような仕組みが将来できることを期待いたします。</p> <p>(個人)</p>		

(2) 総務省の音声トラフィックの統計誤りによる NGN 接続料算定誤りの是正

■ : NTT 東日本・西日本からの意見 ● : NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲ : 個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 4</p> <p>● 一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、NGNを利用した音声サービスの提供のあり方等についても議論や必要な取り組みをしていただくことを希望。また、光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討することを希望。</p>	-	考え方 4	
<p>○ IP ネットワークの特性を活かし、効率的かつ支障なく利用される環境は、日本の通信サービスの発展に不可欠な要素です。特にNGN上のQoSは、電話(通話)だけでなく様々な通信において活用できるものであり、利用が広がっていくことも期待されます。今後も一層NGNが利用しやすいものとなっていくために、事業者向け接続情報の公表や約款への記載等、NGNへの接続が円滑に行われるよう議論や必要な取り組みをしていただくことを希望します。また、QoSの利用にあたって、光コラボレーションと</p>	-	○ 優先パケット関係機能を含めNGNの円滑な利用が行われることは重要であり、総務省においては、引き続き、第一種指定電気通信設備が多様な事業者に適正・公平・透明な料金・条件で開放されるよう、取り組んでいくこ	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見</p> <p>の組み合わせが現実的に必須である現状において、光コラボレーション(卸)とQoSが一体的に、円滑に利用できるよう、議論・検討いただきたいと考えます。 (一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会)</p>		<p>考え方</p> <p>とが適当と考えます。</p>	

### (3) フレキシブルファイバの取扱いの適正化

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● フレキシブルファイバの提供条件について、接続ルールに準じた利用の整備が必要。</li> <li>● フレキシブルファイバについても接続ルールの対象とすべき。また、フレキシブルファイバ等は複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべき。</li> </ul>	<p>再意見 5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ フレキシブルファイバの提供について、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることとは困難。なお、フレキシブルファイバだけでなく新たな卸電気通信業務の提供も含め、利用者からの要望に対して柔軟に対応していく。</li> <li>● 加入光ファイバ未提供エリアへの光回線調達手段としては、一体的な運用が可能なフレキシブルファイバが最も効率的。フレキシブルファイバの既設備区間の提供条件については市場に任せることなく、卸料金及びコスト水準の公表、オープンな場での議論などのルールづくりが必要。</li> <li>● 左記意見は接続制度の趣旨にそぐわない。フレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することとは、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあるため、設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮いただきたい。</li> <li>● フレキシブルファイバについて、現状の卸役務による提供ではなく、接続ルールに準じた利活用</li> </ul>	<p>考え方 5</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 今後、広範囲かつ、コストミニマムに5Gエリアを整備することが急務となっており、光回線の役割はこれまで以上に重要となります。現状、整備エリアが最も広いNTT東・西が保有する光回線を活用することが最も有効な策と考えられます。NTT東・西の光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバの提供条件について、公平性・透明性・適正性を担保するため、また、回線の提供の迅速性を確保するためには接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。</p> <p>本件については、電気通信分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p> <p>○ 今後見込まれるIoTサービスの本格的な普及や、2020年度に商用化が予定されている5Gの早期全国サービス展開を見据えると、光ファイバ接続料の低価格化等も含め、携帯電話基地局の整備費用の低価格化に繋がる施策が、強く社会から求められています。</p> <p>そのような中、携帯電話基地局等を設置するにあたり、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社等の既存の光設備が存在しないエリアにおいては、既設区間と新設区間を一体とした卸電気通信役員として「フレキシブルファイバ」が提供されています。「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備は、本来第一種指定電気通信設備であるにも係らず、卸電気通信役員として提供されており、</p>	<p>の整備が必要であり、引き続き検討いただくことを希望。</p> <p>○ 接続事業者より加入光ファイバの接続申込を受けた場合において、その設置場所が光未提供エリアであるときは既存設備が存在しないことかから接続申込をお断りしています。このような相互接続という枠組では実現できないものに対し、事業者から「光未提供エリアであっても、個別に費用負担することを前提に光ファイバを敷設・提供して欲しい」との要望に基づき卸電気通信役員として提供しているものがフレキシブルファイバであり、その趣旨をご理解いただいたうえでご利用いただいている認識です。</p> <p>そのうえで、「接続ルールの対象とすべき」または「接続ルールに準じた利活用の整備が必要」といったご意見に対しては、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに当社が新たに設備を構築するものであり、提供にあたっては卸電気通信役員での提供を前提にその提供条件を定めていることから、相互接続による提供、接続ルールに準じた扱いとすることは困難であると考えます。</p> <p>これまで、ルーラルエリア等の光未提供エリアにおいては、フレキシブルファイバにより整備・拡大が図られてきたところですが、今後の5Gの整備・拡大により、これまで以上に、光未提供エリアにおける光ファイバの利用要望が高まることを想定される中、当社としてはフレキシブルファイバだけでなく新たな卸電気通信役員の提供も含め、利用事業者からの要望に対して柔軟に対応</p>	<p>○ フレキシブルファイバは、利用事業者が個別設備及びこれと一体をなす既存設備を占有する実態を踏まえれば、その提供に係る費用は当該事業者が個別に負担することが適当であると考えます。</p> <p>○ また、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア等において、当該事業者の要望に基づき、当該事業者の代わりにNTT東日本・西日本が新たに設備を構築するものであり、これまでのところ卸電気通信役員での提供を前提にその提供条件が定められてきたものと承知していただきます。これらの理由により相互接続による提供は困難とする同社の説明を踏まえ、一般的な申請については、これを認めなかった場合の利用事業者への影</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>適正性、公平性、透明性が十分に確保されていません。従って、当該設備においては、速やかに第一種指定電気通信設備としての接続ルール（以下、「接続ルール」といいます。）の対象とすべきです。今回、本申請に限り、接続ルールの対象としない場合でも、既設区間は接続ルールを適用し、新設区間においても、適正性、公平性、透明性が十分に確保されるよう、可能な限り同等のルールを適用すべきと考えます。</p> <p>また、フレキシブルファイバ等については、複数事業者で設備共用することで、携帯電話基地局の整備費用の低廉化に繋がることから、早急に実現に向けた検討を開始すべきと考えます。 （楽天モバイル株式会社）</p>	<p>していく考えです。 （NTT東日本・西日本）</p> <p>○ KDDI殿の意見にもある通り、今後、広範囲かつ、コストニミマムに5Gエリアを整備することが急務となっております。そうした状況の中で、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT東西殿」といいます。）の加入光ファイバ未提供エリアにも、光回線を調達する必要があると見られます。加入光ファイバ未提供エリアに光回線を調達する方法は、主に、①NTT東西殿の光回線を延長し未提供エリアへ敷設することで卸提供されるフレキシブルファイバを用いるか、②自前で回線を敷設する等が考えられます。</p> <p>しかし、自前で回線を敷設した場合、設備構築に係るスピード面では共架申請等で多くの時間がかかることや、また、保守面では、障害発生時に自前回線とNTT東西殿のフレキシブルファイバとを切り分けた保守対応に時間を要することが想定されるなどの理由から、加入光ファイバ未提供エリアへの光回線調達手段としては、一体的な運用が可能なフレキシブルファイバが最も効果的な状況です。</p> <p>こうした状況に鑑みれば、加入光ファイバと同様の設備を用いているフレキシブルファイバの既設設備区間（図1参照）の提供条件については市場に任せることなく、提供事業者であるNTT東西殿が卸料金及びコスト水準（接続料相当）を公表し、その差分の定量的な説明を行い、オープンな場で議論することで適正性及び透明性を確保す</p>	<p>響も考慮し、一定の合理性が認められると考えます。</p> <p>○ 他方で、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備は第一種指定電気通信設備である固定端末系伝送路設備であることに加え、今後、5Gの進展等によりその利用が増加することが想定されることから、その提供条件等については、総務省においてまずは現状を把握した上で、必要に応じて、検討を進めていくことが適当であると考えます。</p>	<p>修正の有無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>るためのルールづくりが必要です。 (ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 左記の意見は、5Gインフラ整備のためにNTT東西殿が光ファイバ等を構築すべきという考えに立っていると思われるところ、こうした考え方は接続制度の趣旨にそぐわないものと考えます。 特に、ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバ等に接続ルールを適用することは、設備投資リスクをNTT東西殿に押し付け、また設備事業者の設備投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、設備競争の衰退、ひいては我が国の通信インフラの脆弱化を招くおそれがあると考えます。 5Gの早期展開や通信インフラの強靱化の観点から、引き続き設備競争を促進することが重要と考えますので、今後とも設備事業者の設備投資インセンティブに十分配慮頂くよう要望します。 (株式会社オプテージ)</p> <p>○ 左記の意見のとおり、NTT東・西が敷設する光回線を延長し未提供エリアへ敷設するフレキシブルファイバについて、当該提供条件の公平性・透明性・適正性を担保するため、回線の提供の迅速性を確保するため、現状の卸業務による提供ではなく、接続ルールに準じた利活用の整備が必要と考えます。 本件については、電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会及び関連ワーキンググループにて、引き続き検討いただくことを希望いたします。</p>		



意見	再意見	考え方	修正の有無
	(KDDI株式会社)		

(4) その他

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 6 ● 通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要となる相互接続や事業者間調整がより円滑に行われるよう、引き続き公正な競争環境を確保する必要がある。	—	考え方 6	
○ 固定電話の契約数やトラヒックは横ばいあるいは減少の傾向にあります。電話サービスや音声系サービスは一般企業やコールセンターなどを中心に一定の強いニーズがあり、今後も日本のみならず世界の経済社会活動全般にとってなくてはならないものであり続けます。通信ネットワークがIP網や光ファイバに移行していく中において、電話サービスの提供に必要な相互接続や事業者間調整がより円滑に行われることが重要です。また中小事業者や新規参入者が、音声系サービスへの事業参入・展開が容易になるよう、引き続き公正な競争環境を確保していただく必要があると考えております。 (一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会)	—	○ 固定系音声サービス及びIP電話の契約数は約6,400万、その通信時間は約9億6,700万時間に上る*と、IP網や光ファイバへの移行が進む中にも、音声サービスのための円滑な接続の実現が公正競争の確保のためにより重要であり続けるものと考えます。 *「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」(平成31年3月26日総務省公表)による平成29年度(末)の数値	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 7</p> <p>▲ 「NTT東日本及びNTT西日本」の構造では、既得権益での独占が有り、廃止していくことが望ましい。</p> <p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」が独占している接続の回線では、有線 LAN における「FTHH (光ファイバー)」及び「CATV (ケーブルテレビ)」の回線とありますが、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、既得権益での独占が有り、「トラフィック (回線混雑)」を起している構造と、私は考えます。具体的には、「5G (第 5 世代)」における構造では、「有線 LAN 及び無線 LAN」での全体的な要素では、資本主義の構造に導入すべきと、私は考えます。総務省側が維持している既得権益での「NTT 東日本及び NTT 西日本」、「NHK (日本放送協会)」等では、社会主義の構造を廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。要するに、「NTT 東日本及び NTT 西日本」の構造では、価格料金の問題が焦点では無く、既得権益の独占の問題だと思いますので、「NTT 東日本及び NTT 西日本」は、廃止して行く事が望ましいと、私は考えます。(個人)</p>	<p>再意見 7</p> <p>▲ 既得権益での独占の問題があり、「接続料」及び「利用者料」を区別すべき。</p> <p>○ 「NTT 東日本及び NTT 西日本」が既得権益での独占している「トラフィック (回線混雑)」の構造では、「設備 (ファシリテーション)」の問題と、私は個人は考えます。具体的には、価格料金の問題では無く、総務省が「運用及び管理」している「NTT 東日本及び NTT 西日本」、「NHK (日本放送協会)」等における既得権益での独占の問題と、私は考えます。要約すると、「5G (第 5 世代)」における構造では、「有線 LAN 及び無線 LAN」をバランス良く導入し、料金における「接続料」及び「利用者料」を「区別 (セパレーション)」にするべき構造と、私は個人は思います。(個人 (意見 7 と同一の方))</p>	<p>考え方 7</p> <p>○ 加入者回線のポトルネットワーク性に着目し、電気通信事業法において非対称規制として第一種指定電気通信設備制度が設けられているところでは、総務省において、引き続き、必要に応じて見直しを行うことが適当と考えます。</p>	無
-	<p>再意見 8</p> <p>▲ 日本放送協会に関する意見</p> <p>○ 日本放送協会に関する意見 (本改正案に対する意見ではないと思われため省略します。)(個人計 4 件)</p>	<p>考え方 8</p> <p>○ 本案に対する意見ではないと思われため、担当部署に適切に情報提供がなされることとが適当と考えます。</p>	無



意見 1 別表 (ソフトバンク株式会社)

別表 NTT 東西殿による耐用年数の試算

見直し前の耐用年数 (2008 年度に算定)	
架空ケーブル	地下ケーブル
15 年	21 年

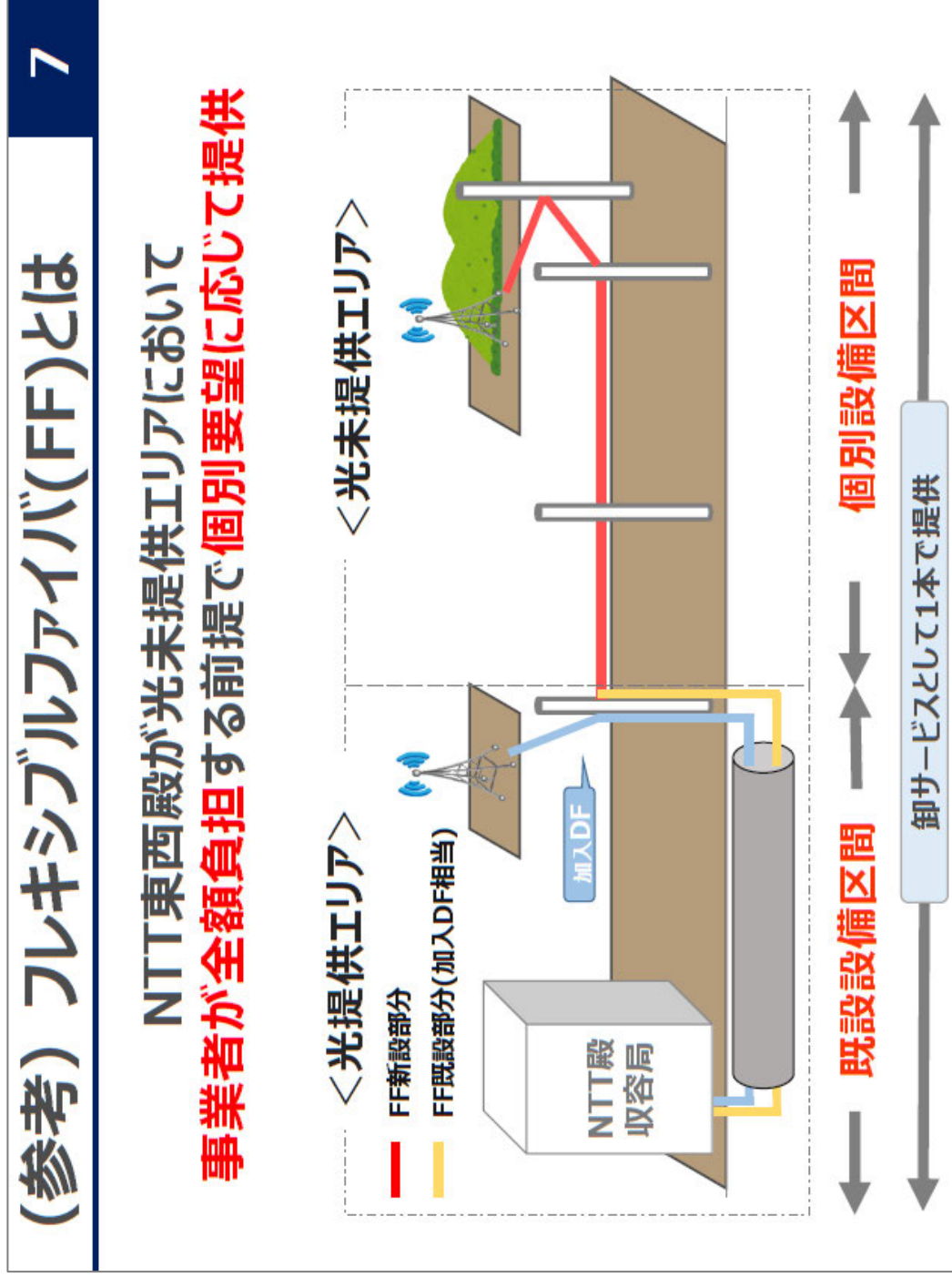
【NTT 東西殿の試算値】

※NTT 東西殿ホームページ掲載資料及び接続料の算定に関する研究会公開資料を基に作成

	7つの関数の範囲(※)			2008年と同じ推計方法	
	架空ケーブル	地下ケーブル	架空ケーブル	地下ケーブル	地下ケーブル
FY14末データ	13年~20年	19年~32年			
FY15末データ	14年~21年	20年~33年	19年	19年	26年
FY16末データ	14年~22年	20年~34年			
FY17末データ	15年~23年	21年~36年			

※7つの関数：指数関数、ゴンペルツ曲線、ロジスティック曲線、正規分布、指数分布、ワイブル分布、対数正規分布

図1



(案)

情 郵 審 第 \* 号

令 和 元 年 8 月 \* 日

総 務 大 臣

石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 多 賀 谷 一 照

印

答 申 書

令和元年6月28日付け諮問第3120号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和元年度の将来原価接続料等の再算定）については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

# 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の 第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の

## 認可再申請に関する説明 (令和元年度の将来原価接続料等の再算定)

- ① 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定
- ② 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正
- ③ 通信用建物の料金算定の誤りの是正(西日本電信電話株式会社のみ)
- ④ フレキシブルファイバの取扱いの適正化

令和元年8月

## 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正  
通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）  
フレキシブルファイバの取扱いの適正化

# 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の算定について

光ファイバの経済的耐用年数については、本審議会においては、「現行の耐用年数が採られてから既に10年近くが経過しようとしていることに鑑み、…見直しに向けて早期に対応する必要がある」などとしてきたところ（※1）であるが、総務省に対する報告（※2）によると、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事業の変化による陳腐化の危険の程度」及び「光ファイバの撤去率」をもとにした耐用年数の推計結果を踏まえ、総合的に検討した結果、以下「1. 耐用年数」の表に掲げるとおり**令和元年度期首より見直すこととしたこととあり、将来原価方式により算定されている以下「2 改定対象となる接続機能」の表に掲げる機能について、令和元年度接続料が再算定、再申請された。**（将来原価の予測の合理性を維持するため、既に予測され認可された令和元年度の原価等の変更が必要となる）

※1:情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成30年度の接続料の新設及び改定等）について」（資料87-1）考え方5

※2:令和元年6月17日付け東経企営第19-00043号(NTT東日本)、同日付け西企営第48号(NTT西日本)

## 1. 耐用年数

	現行	見直し後
架空光ファイバ	15年	20年
地下光ファイバ	21年	28年
海底光ファイバ	13年	21年

## 2. 改定対象となる接続機能

機能名
端末回線伝送機能(光信号端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(光信号主端末回線にて伝送を行う機能)
端末回線伝送機能(複数年段階料金を適用するもの)
端末回線伝送機能(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)
一般中継系ルータ交換伝送機能
一般収容局ルータ接続ルーテイング伝送機能※
一般中継局ルータ接続ルーテイング伝送機能※
閉門交換機接続ルーテイング伝送機能※
イーサネットフレーム伝送機能

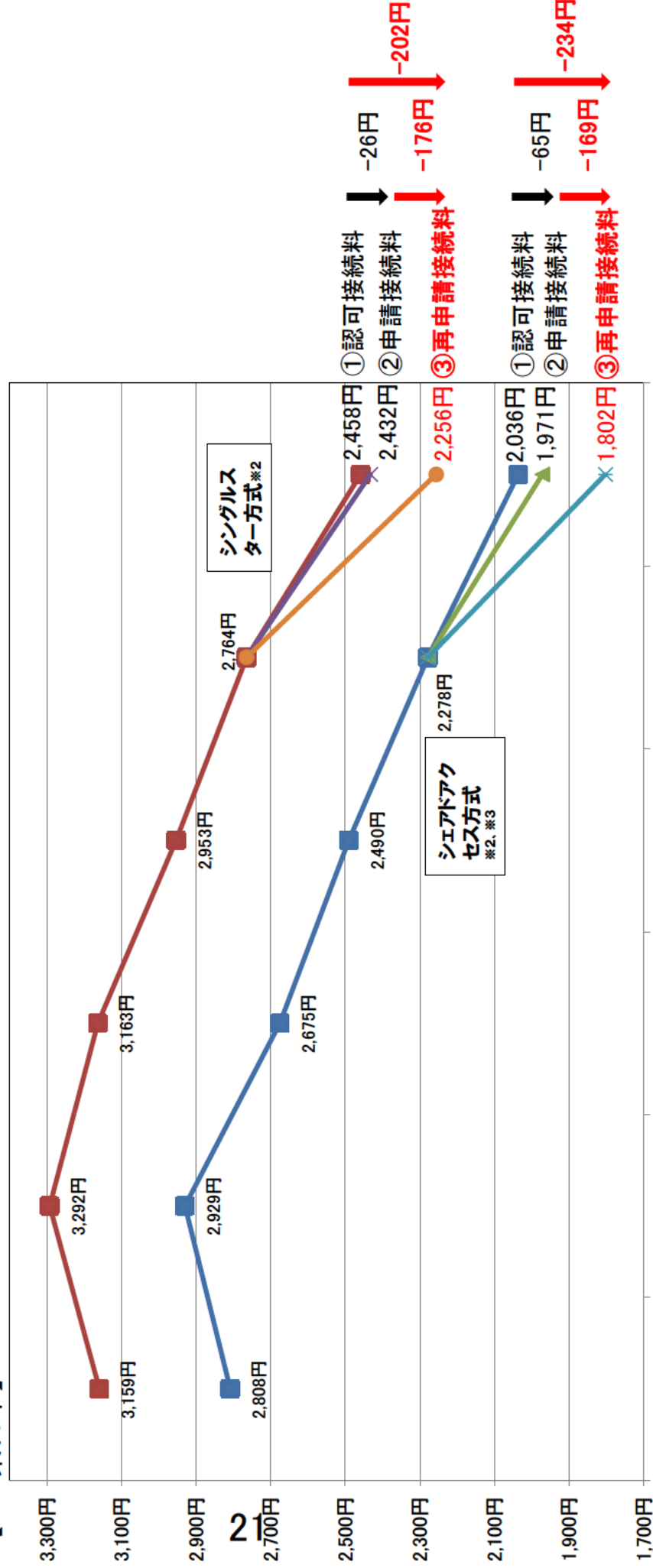
※法定機能を組み合わせて算出されている適用接続料

# 加入光ファイバ接続料の推移(1)

○ NTT東日本・西日本の加入光ファイバ接続料について、①平成28年度認可の今年度適用金額、②平成31年3月に申請された今年度適用金額(※1)及び③今回再申請された今年度適用金額を比較するとともに、6年分の推移を表すと、以下のとおり。

※1:平成29年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値の乖離額を、令和元年度の接続料原価に算入することについて、3条許可が申請された。

## 【NTT東日本】



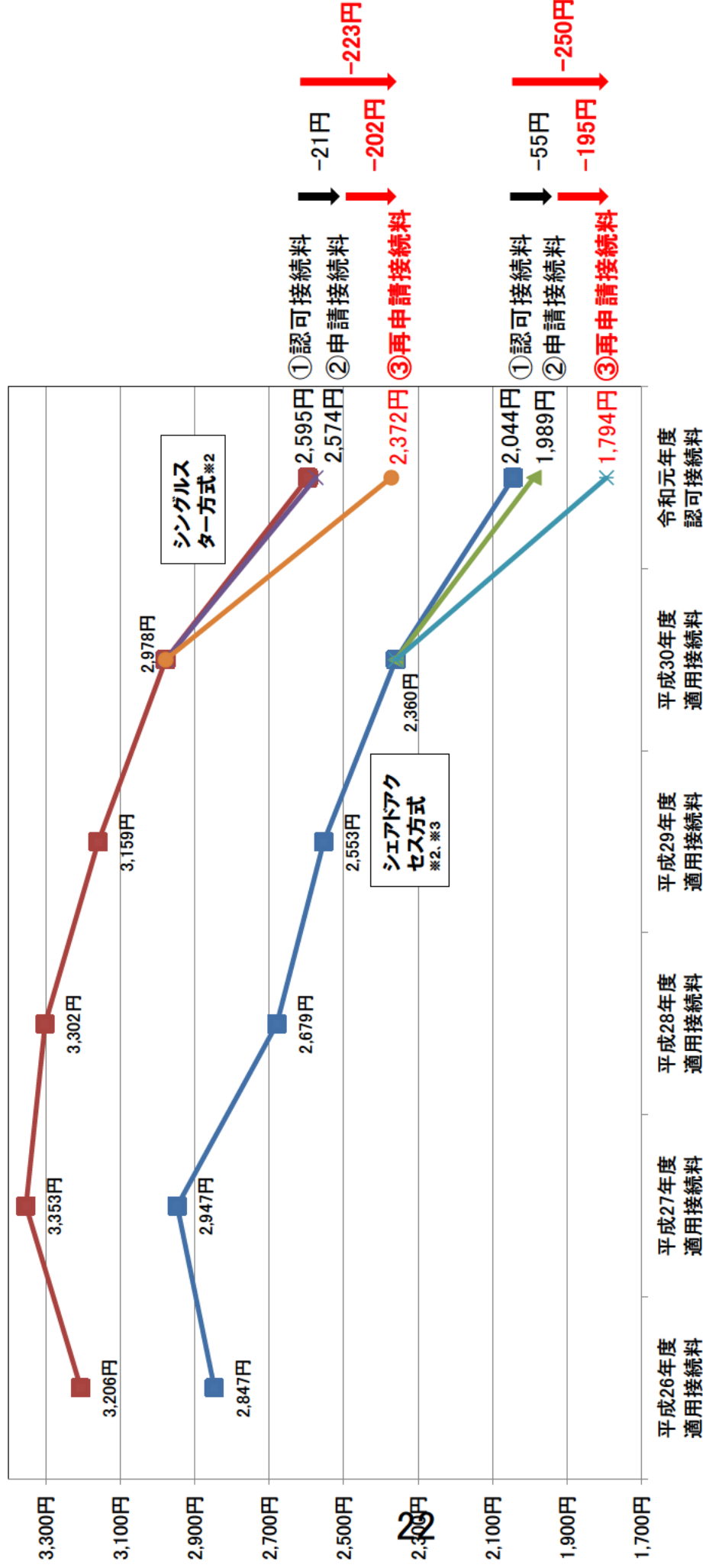
※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シェアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は平成28年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円))。



# 加入光ファイバ接続料の推移(2)

【NTT西日本】



※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 シエアドアクセス方式の加入光ファイバの接続料に含まれる局外スプリッタの接続料は、実績原価方式にて算定(認可済の令和元年度接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:75円、西60円)であり、令和元年度の変更申請接続料に含まれる局外スプリッタ接続料は令和元年度適用接続料(東:31円、西:21円))。

# シェアドアクセス方式に係る接続料(令和元年度)

○ NTT東日本・西日本が設置する加入光ファイバ(シェアドアクセス方式)の各種設備(光屋内配線～主端末回線)を、他の電気通信事業者が接続ルールに従って利用する場合は、再申請料は、再申請では次のとおり。

〔収容数別に見た接続料の合計額 (NTT東日本の場合)〕

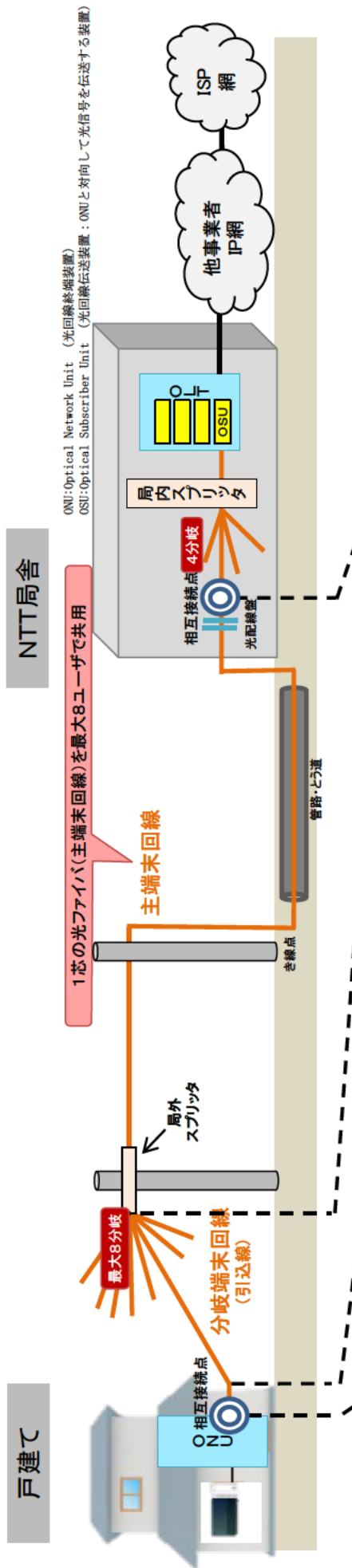
収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,428円(2,951円)	5	986円(1,129円)
2	1,527円(1,812円)	6	926円(1,053円)
3	1,227円(1,432円)	7	883円(998円)
4	1,077円(1,243円)	8	851円(958円)

※括弧内はH30年度接続料

〔収容数別に見た接続料の合計額 (NTT西日本の場合)〕

収容数	接続料合計	収容数	接続料合計
1	2,555円(3,135円)	5	1,120円(1,247円)
2	1,658円(1,955円)	6	1,060円(1,168円)
3	1,359円(1,562円)	7	1,017円(1,112円)
4	1,210円(1,365円)	8	985円(1,070円)

※括弧内はH30年度接続料



ONU:Optical Network Unit (光回線終端装置)  
OSU:Optical Subscriber Unit (光回線伝送装置: ONUと対向して光信号を送る装置)

申請接続料※1	光屋内配線加算額※2	光信号分岐端末回線	回線管理運営費	光信号主端末回線
NTT東日本	186円(189円) /分岐端末回線	399円(440円) /分岐端末回線	41円(44円) /分岐端末回線	1,802円(2,278円) /主端末回線
NTT西日本	178円(178円) /分岐端末回線	513円(517円) /分岐端末回線	70円(80円) /分岐端末回線	1,794円(2,360円) /主端末回線

(括弧内はH30年度接続料)

※1 光屋内配線加算額、光信号分岐端末回線、回線管理運営費は実績原価方式により算定。光信号主端末回線は将来原価方式により算定。  
※2 光屋内配線加算額は、引込線と一体として設置される場合にのみ適用される。

# 光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(1)

○ 加入光ファイバ以外も含めて、将来原価接続料に関し、平成31年3月の認可申請における金額と、耐用年数の見直しを反映させた金額を比較すると、以下のとおり。

## 【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)	
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額 2,256	2,432	▲176	▲6.4%	2,764
	(光信号主端回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額 1,802	1,971	▲169	▲7.4%	2,278
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額 1,611	1,736	▲125	▲6.3%	1,980
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額 3,560	3,742	▲182	▲4.4%	4,149
一般中継ルータ交換 送機能 (NGNの中継ルータ及び伝 送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに 月額 0.00018151	0.00018161	▲0.00000010	▲0.0%	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルーテイング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,204,917	1,205,161	▲244	▲0.0%	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルーテイング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0	0.0%	5,041,667
関門交換機接続ルーテイング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.31	1.31	0.00	0.0%	1.40
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単位料金区域ごとに 月額	371,717	371,817	▲100	▲0.0%	412,026

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラフィックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正に伴う影響については、反映していない。

※2 施設設置負担金加算料を含む。

※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

# 光ファイバの耐用年数の見直し等に伴う将来原価接続料の算定について(2)

## 【NTT西日本】

(単位:円)

機能名	単位	①反映後 接続料※1	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料	
				①-②	(①-②)/③ (単位:%)		
光信号端末回線伝送機能 (加入光ファイバ)	(光信号端末回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	2,372	2,574	▲202	▲6.8%	2,978
	(光信号主端回線にて伝送を行う機能※2)	1回線ごとに月額	1,794	1,989	▲195	▲8.3%	2,360
	(複数年段階料金を適用するもの)	1回線ごとに月額	1,570	1,703	▲133	▲6.6%	2,020
	(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)	1回線ごとに月額	4,304	4,512	▲208	▲4.3%	4,796
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	(優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030	▲0.1%	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能) <NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータにおけるIP通信網収容装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829	▲0.0%	1,712,989	
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能) <NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月額	4,270,833	4,270,833	0	0.0%	4,229,167	
関門交換機接続ルーティング伝送機能※3 (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.465	1.467	▲0.001	▲0.1%	1.62	
イーサネットフレーム伝送機能(NTT東日本・西日本のみ) (イーサネット)	単位料金区域ごとに月額	514,463	514,563	▲100	▲0.0%	535,616	

※1 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う影響を反映した料金額。総務省の音声トラヒックの統計値により算定される必要経りの是正に伴う影響については、反映していない。  
 ※2 施設設置負担金加算料を含む。  
 ※3 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定

総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正

26 通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）

フレキシブルファイバの取扱いの適正化



# 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定に用いられる需要誤りの是正について(1)

- NGN接続料(IGS接続)の需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラヒック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、1加入当たりトラヒック(通信回数)変動率としては、総務省公表のトラヒック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※1)する方法が採られ、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(平成31年3月の申請接続料では、平成29年度までの10年平均)が採用されている。
- これについて、総務省公表のトラヒック値(平成30年1月31日公表)に誤りがあり、認可申請後、平成31年3月26日に修正値が公表されたため、当該修正を反映する必要が生じた。また、認可申請時には未公表であった平成29年度の値が同時に公表されたため、それを併せて反映することが適当であることにもなった。
- これらの修正については、今回の再申請において対応するよう、総務省から要請(※2)し、反映されている。
- なお、影響は下表のとおり軽微である。

※1: 次々頁のとおり、総務省調査「通信量からみたら我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。平成29年度については同調査結果が申請時に未公表(平成31年3月26日公表)であったため平成27・28年度の平均で外挿。

※2: 「令和元年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)」(令和元年6月21日付け総基料第38号)

## 【NTT東日本】

(単位:円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-② (内、音声ト ラヒック統計誤り修 正の影響額)	(①-②)/③ (単位:%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路)	1Mbitまでごとに 月額	0.00018151	0.00018161	▲0.00000010 (▲0.00000000)	▲0.0% (▲0.0%)	0.00020210
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,204,897	1,205,161	▲264 (▲20)	▲0.0% (▲0.0%)	1,348,049
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)<NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,812,500	4,812,500	0 (0)	0.0% (0.0%)	5,041,667
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ (IGS接続(ひかり電話))	3分ごとに	1.311	1.314	▲0.003 (▲0.003)	▲0.2% (▲0.2%)	1.40

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。

【NTT西日本】

(単位：円)

機能名	単位	①再申請 接続料	②当初申請 接続料	影響額		③平成30年度 接続料
				①-②(内、音声ト ラヒック統計誤り修 正の影響額)	(①-②)/③ (単位：%)	
一般中継系ルータ交換伝送機能 (NGNの中継ルータ及び伝送路) (優先クラスのもの)	1Mbitまでごとに 月額	0.00022798	0.00022828	▲0.00000030 (▲0.00000000)	▲0.1% (▲0.0%)	0.00028088
一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能) <NTT東日本・西日本のみ>	一般収容局ルータに おける1IP通信網収容 装置ごとに月額	1,602,938	1,603,767	▲829 (▲0)	▲0.0% (▲0.0%)	1,712,989
一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能) <NTT東日本・西日本のみ>	1ポートごとに月 額	4,270,833	4,270,833	0 (0)	0.0% (0.0%)	4,229,167
関門交換機接続ルーティング伝送機能※ IGS接続(ひかり電話)	3分ごとに	1.462	1.467	▲0.004 (▲0.003)	▲0.3% (▲0.2%)	1.62

※ 中継交換機能はLRIC機能により算定。令和元年度単金は3分あたり0.20円。



# (参考)NGN接続料(IGS接続)算定に用いられる需要及び原価の主な予測方法

- 設備管理運営費の予測値は、基本として、前々算定期間(2年前)の実績値を基にして取得固定資産の増減率等と効率化率(毎年度▲3%)を加味して算定。(装置本体等の減価償却費は投資額を考慮して個別に算定。その他具体的方法は網使用料算定根拠に記載)
- 需要の予測値は、前々算定期間のひかり電話のトラフィック実績を基に、ひかり電話施設数の増加や他の通信先施設数の変動等を加味して算定する(原価算定根拠)とされ、より具体的には、以下の方法を採用。
- いずれの方法も、平成20(2008)年度適用接続料の算定で採用された後、基本的に変更されることなく継続している。

## 【IGS接続の通信回数数の予測値の算定方法】(通信時間も同様の方法で算定)

呼の類型別に、前々算定期間のそれぞれの実績値に対して、それぞれ次の各変動率を合算したものを乗じて予測値を算定。

呼の類型	ひかり電話施設数の変動率		通信先施設数の変動率 (下の下に記載の電話種類の施設数の変動率)		1加入当たりトラフィック(通信回数)変動率	
	個別/共通 (類型ごとの値かどうか)	算定方法	個別/共通	算定方法	個別/共通	算定方法
NGNひかり電話⇄ NTT東日本の固定電話	共通	NTT法の総務大臣認可を受け、事業計画に記載の値を採用(この表で単に「事業計画値」という)	個別	事業計画値	共通	総務省公表のトラフィック値により固定発着の1加入当たり通信回数を推測(※)し、その対前年変動率の平成20年度以降の平均(今回申請接続料では、平成29年度までの10年平均) ※総務省調査「通信量から見た我が国の音声通信利用状況」を使用して推測。
	共通		個別	事業計画値	共通	
NGNひかり電話⇄ NTT西日本の固定電話	共通		個別	事業計画値	共通	
NGNひかり電話⇄ 他事業者	共通		個別	総務省公表の契約数を使いNTT東西以外の施設数を算定した上でその前々算定期間までの3年間の増減数の平均値で直近2年を外挿	共通	

光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定  
総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正  
通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）  
フレキシブルファイバの取扱いの適正化

- 通信用建物の年額料金(コロケーションのスペース代の一部)について、NTT西日本から総務省に対し、平成31年3月に認可申請した金額に誤りがあったため再申請を行うとの報告があった(※1)。具体的には、今年度より算定作業効率化の観点から、通信用建物料金において算定用ツールを導入したところ、通信用建物の正味固定資産価値を算定するプロセスにおいて、ロジックエラーにより(1)本来控除すべき原価要素の一部(二重床)の控除漏れ(※2)及び(2)原価要素の一部の積算漏れが生じたことである。
- NTT西日本は、発覚・判明後速やかに事象の内容及び本来の金額を一般公表するとともに全ての接続事業者に周知しており、また、算定用ツールの導入・変更時の正常性確認作業の抜本的見直し(過去データを用いた動作検証等)、補正が必要な場合の算定ツール等による対応の徹底などの抜本的な再発防止策を講ずるとしている。
- なお、NTT西日本からは、コロケーション料金のうち通信用建物料金のみが再申請となることで認可が行われた際の遡及精算が二度にわたるため、接続事業者の事務処理負担を軽減する観点から、コロケーション料金全体が再申請に係る認可が行われた後の実施となるよう補正申請(本年3月の申請に対する補正)が実施され、これを認可している(令和元年6月25日付け総基料第42号)。
- 平均額、総額における影響額は、次のとおり。NTT西日本全体の2715箇所の通信用建物のうち、影響を受けたのは1283箇所。

※1: 令和元年6月17日付西設相制第000040号。接続事業者の指摘で発覚したとのこと。

※2: 手作業による補正も適切に行われなかったとのことである。

## (1) 通信用建物の料金(平均額)への影響額

(年額、単位:円/㎡、【】内は調整額加算前の数値)

区分	再申請予定料金	資料94-2(※)	申請値	平成30年度平均額
通信用建物 平均額	21,262円 【20,775円】	19,698円 【19,991円】	22,643円 【21,467円】	21,448円 【20,972円】
平成30年度 平均額との差分	▲186円(▲0.87%) 【▲197円(▲0.94%)】	▲1,750円(▲8.16%) 【▲981円(▲4.68%)】	1,195円(5.57%) 【495円(2.36%)】	—

※ 令和元年度適用接続料の諮問時の電気通信事業部会(第94回)において使用した説明資料(資料94-2)において、通信用建物料金の平均額としてロジックエラーのある算定用ツールで算出された数値に基づくものを使用しており、誤った金額を記載してしまっていることが判明。

(2) 総額への影響

(年額、単位：百万円)

区分	再申請予定料金の 場合	申請料金の場合	平成30年度総額
年間想定総額	1,637	1,830	1,640
平成30年度総額と の差分	▲3 (▲0.2%)	190 (▲11.6%)	—

注：平成30年度末時点における事業者のロケーションリソース利用量より推計

- 光ファイバの耐用年数の見直しに伴う将来原価接続料の再算定
- 総務省の音声トラヒックの統計誤りによるNGN接続料算定誤りの是正
- 33 通信用建物の料金算定の誤りの是正（西日本電信電話株式会社のみ）
- フレキシブルファイバの取扱いの適正化

○ いわゆる「フレキシブルファイバ」について、省令（電気通信事業報告規則）に基づく固定端末系伝送路設備に関する定期報告について報告内容の正確性を期すよう総務省から報告義務対象事業者に対して一斉に行われた要請（※1）を受け精査した際には、NTT東日本・西日本から、「フレキシブルファイバ」に用いる伝送路設備を固定端末系伝送路設備として取り扱うべきことが判明したとの報告があった。

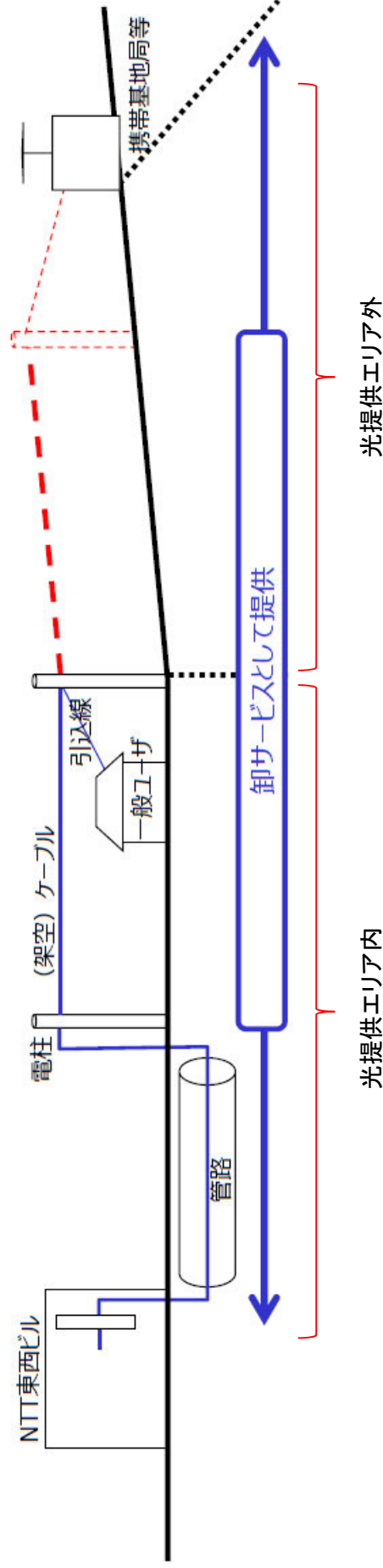
（固定端末系伝送路設備は、指定告示（平成13年総務省告示第243号）により、第一種指定電気通信設備に指定されていることから、フレキシブルファイバに用いる伝送路設備もその対象として取り扱われることとなる。）

○ NTT東日本・西日本は、同報告において、フレキシブルファイバは、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）において利用事業者の要望に基づき当該利用事業者の代わりに新たに設備を構築するものであり、卸電気通信役務による提供を前提にその提供条件を定めていることから相互接続による提供は困難としており、今回あわせて、フレキシブルファイバに係る費用を接続料原価から除くとともにフレキシブルファイバを接続機能の対象外とする内容（※2）の再申請が行われた。

※1 「固定端末系伝送路設備設置状況報告について」（平成31年4月23日付け総基料第76号）

※2 第一種指定電気通信設備接続料規則第3条による許可が併せて申請された。

## フレキシブルファイバの概要



携帯電話事業者等に対し、既存設備が存在しないエリア（光未提供エリア）等において、個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせて伝送路設備等を提供するサービス。

提供形態は、これまで、卸電気通信役務のみであり、相互接続での提供は受け付けていない。



# 審査結果

(令和元年度の将来原価接続料等の再算定について)

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。なお、フレキシブルファイバに係る接続料については別記のとおり。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 施行規則第 23 条の 4 第 2 項で定める事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ)	適	【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号から第 1 号の 3 までに係る事項】 変更事項なし  【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号に係る事項】 (NTT 東日本) 変更事項なし (NTT 西日本) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の設置する建物の場所に関して他事業者が負担すべき金額について、適正かつ明確に定められていると認められる。  【施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号から第 12 号までに係る事項】 変更事項なし
6 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	本件申請中の料金表に定める接続料は、接続料規則第 3 章から第 6 章までの規定に基づいて算定された原価及び利潤に照らし、公正妥当なものと認められる。接続料と利用者料金の関係の検証の結果については、補足資料 1 及び補足資料 2 のとおり。
7 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合	適	自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。



の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))		
8 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	<b>適</b>	特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

本件申請においては、接続料規則第 3 条ただし書の規定に基づき、フレキシブルファイバについて、利用事業者が個別設備の設置及び維持管理に係る費用を全額負担することを前提に加入者ダークファイバ相当のサービスの提供を要望する場合において、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が個別設備を設置し、既存設備区間の設備と組み合わせ提供サービスに係る固定端末系伝送路設備の費用を加入光ファイバに係る接続料原価から除外するとともに、当該固定端末系伝送路設備について接続料を設定しないこととする旨の許可を求める申請が併せて行われている。

当該申請については、フレキシブルファイバは、利用者が個別設備及びこれと一体をなす既存設備を占有する実態を踏まえれば、その提供に係る費用は加入光ファイバに係る接続料として加入光ファイバを利用する全事業者が広く負担するのではなく、当該利用事業者が個別に負担することが適当であることに加え、「既存設備が存在しないエリア(光未提供エリア)において、利用事業者の要望に基づき、当該利用事業者の代わりに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が新たに設備を構築するものであり、提供に当たっては卸電気通信役務での提供を前提にその提供条件を定めていることから、相互接続による提供は困難」とする申請者の説明を踏まえると、これを認めなかった場合の利用事業者への影響も考慮して、特別なものとして一定の合理性があると判断することはやむを得ないと考える。